



2026年5月29日

各 位

会 社 名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表者名 代表取締役兼社長執行役員 深山 友晴
(コード番号 8570 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員 西村 信一郎
(TEL 03-5281-2027)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、2026年5月22日開催の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議し、当該株主総会におきまして原案どおり承認決議を経ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- デジタルレンディング事業の開始に向け貸金業の登録申請を予定しており、現行定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。その他、関係法令および近年の制度改正を踏まえ、決済関連業務等に関する記載について、法令上の正式用語・制度用語に整合させるための形式的整理および表現の明確化を行うものであり、事業内容の実質的な変更を行うものではありません。
- 監督と業務執行を分離し、取締役を「監督の立場」として明確化するため、社長以下の役付を執行側に委ね、監督と業務執行の分離を進めるものであり、この目的を達成するため、現行定款第20条(代表取締役および役付取締役)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (記載省略)	第1条 (記載省略)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
以下、1項~6項 (記載省略)	以下、1項~6項 (記載省略)
<u>7. 資金の貸付、有価証券等の金融商品および金融派生商品の保有、運用、管理および売買業</u> (新設)	7. 貸金業
	8. <u>有価証券等の金融商品および金融派生商品の保有、運用、管理および売買業</u>

現行定款	変更案
<p>8. 集金代行業ならびに計算事務代行業</p> <p>9. 銀行代理業</p> <p>10. 現金自動貸出機、現金自動受払機の保全、管理業</p> <p>11. 前払式支払手段発行業、資金移動業</p> <p>12. 電子マネーおよびその電子的価値情報（物品、情報またはサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの）の発行、販売および管理</p> <p>13. 電子決済代行業</p> <p>14. ポイントおよび仮想通貨等の運營業</p> <p>以下、15項～32項（記載省略） 第3条～第19条（記載省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>② 当会社は取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選出することができる。</u></p> <p>第21条～第39条（記載省略）</p>	<p>9. 集金代行業ならびに計算事務代行業</p> <p>10. 銀行代理業</p> <p>11. 現金自動貸出機、現金自動受払機の保全、管理業</p> <p>12. 前払式支払手段発行業、資金移動業</p> <p>13. 電子マネーおよびその電子的価値情報（物品、情報またはサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの）の発行、販売および管理</p> <p>14. 電子決済等代行業</p> <p>15. ポイントおよび暗号資産（仮想通貨を含む）の発行、管理および運營業</p> <p>以下、16項～33項（記載省略） 第3条～第19条（記載省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>第21条～第39条（記載省略）</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2026年5月22日（金曜日）

定款変更の効力発生日 2026年5月22日（金曜日）

4. 適時開示遅延の理由

定款変更の決議につきましては、本来当該議案の付議に係る取締役会決議を行った時点で直ちに適時開示すべきであったところ、確認が不十分であったことから本日開示するに至りましたことをお詫び申し上げます。

以上